

2017 年度 買取価格確保のための 手続きは完了していますか

「接続の同意を証する書類」
の提出期限

2月16日 2018年
(金)



接続の同意を証する書類を申請時に添付していない場合は2月16日(金)までに必ず提出してください。

事業計画申請を1月12日までに行っていても2月16日までに上記書類が添付されない場合は年度内の審査が完了せず、**2017 年度買取単価が確定しない**可能性があります。

※「接続の同意を証する書類」とは、各電力会社との接続契約の締結を証明する書類のことです。詳しくは管轄の電力会社へお問合せ下さい。

そして、
書類添付
したあとは…

2/16 中に申請状態を

「設置者承諾済」

にしなければなりません。

〈申請一覧画面例〉

No	発電設備区分	出力区分
1	太陽光	10kW以上 50kW未満
2	太陽光	10kW以上 50kW未満

申請状態

NG!
設置者承諾待ち

OK
設置者承諾済

お施主様へ
要連絡!

経済産業省(資源エネルギー庁)からの 事業計画認定の申請期限の注意喚起

※赤地、赤線、赤字部分はSIソーラーによる注釈です

平成 29 年 11 月 10 日
資源エネルギー庁

平成 29 年度中の認定申請等にかかる提出期限について（注意喚起）

例年、年度末に新規/変更認定申請や変更届出の提出が集中することから、年度内にこれらの申請等の審査完了を希望する場合は、申請等の提出期限日を設定しています。今年度も同様の状況となることが想定されますが、加えて、今年度から再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の改正に伴い、審査項目が増加し、審査期間が長期化したこと、認定時に接続の同意を証する書類が必要となったこと等から、例年よりも前倒しして以下の通り各種提出期限日を設定します。

各種手続き	提出期限日
バイオマスの新規/変更認定申請	平成 29 年 12 月 12 日(火) (他省庁協議の時間を確保するため、他申請よりも早く設定)
バイオマス以外の新規/変更認定申請及びバイオマスを含む全区分の変更届出	平成 30 年 1 月 12 日(金)
接続の同意を証する書類/環境影響評価方法書に関する手続を開始したことを証する書類の提出(当初の申請時に添付しなかった場合)	平成 30 年 2 月 16 日(金)

＜提出期限日に関する注意点＞

- 上記提出期限日までに申請書類等が適切な担当部署に到達しなければ、平成 29 年度中の認定等を取得することは困難になります。提出期限超過の理由による例外は一切ありませんのでご承知置きください。また、「到達」とは、紙での申請等の場合は消印ではなく各担当部署に営業時間中に到達していること、電子での申請等の場合は登録者による登録ではなく、期限日の 23 時 59 分までに設置者の承諾済みとなっていることを指します。半電子申請（太陽光 50kW 以上、風力、水力、地熱の新規申請）については、紙での申請書が期限内に到達する必要があることにご留意ください。提出先をお間違えの場合は、今年度中に認定等を取得することは困難になる可能性がありますのでご承知置きください。

なお、提出先に関する情報は以下の通りです。

50kW 未満太陽光発電設備に関する申請

以下の URL より電子で申請を行ってください。

<https://www.fit-portal.go.jp/>

50kW 未満太陽光発電設備以外の設備に関する申請

以下表の各地方経済産業局の認定担当部署に提出してください。

地方経済局名	部 名	課 名	〒	住 所	電話番号	管轄区域	開庁時間
北海道経済産業局	資源エネルギー環境部	エネルギー対策課	060-0808	札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎	011-709-2311 (内線2638)	北海道	8:30～12:00、 13:00～17:15
東北経済産業局	資源エネルギー環境部	エネルギー対策課	980-8403	仙台市青葉区本町3-3-1	022-221-4932	青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県	8:30～12:00、 13:00～17:15
関東経済産業局	資源エネルギー環境部	新エネルギー対策課	330-9715	さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館	048-600-0361	茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県、長野県、 新潟県、静岡県	9:30～12:00、 13:00～17:00
中部経済産業局	資源エネルギー環境部	エネルギー対策課	460-8510	名古屋市中区三の丸2-5-2	052-951-2775	富山県、石川県、岐阜県、 愛知県、三重県	8:30～12:00、 13:00～18:00
近畿経済産業局	資源エネルギー環境部	エネルギー対策課	540-8535	大阪市中央区大手前1-5-44	06-6966-6043	福井県、滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、奈良県、 和歌山県	8:30～12:00、 13:00～18:00
中国経済産業局	資源エネルギー環境部	新エネルギー対策室	730-8531	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館	082-224-5818	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県	8:30～12:00、 13:00～17:15
四国経済産業局	資源エネルギー環境部	エネルギー対策課	760-8512	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	087-811-8535	徳島県、香川県、愛媛県、 高知県	8:30～12:00、 13:00～17:15
九州経済産業局	資源エネルギー環境部	エネルギー対策課	812-8546	福岡市博多区博多駅東2-11-1	092-482-5475	福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県	9:30～12:00、 13:00～17:00
内閣府沖縄総合事務局	経済産業部	エネルギー対策課	900-0006	沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第二地方合同庁舎2号館	098-866-1759	沖縄県	8:30～12:00、 13:00～17:15

重要

- 申請等の内容に不備があった場合は、期限を定めて補正指示を行います。当該期限を過ぎても補正に必要な書類が提出されない場合は、原則として申請等を取り下げいただくなどの対応を行うこととなりますのでご承知置きください。
- 上記提出期限日の直前に申請等が殺到した場合には、補正期間が短期間になる可能性があります。可能な限りお早めにご提出いただきますようお願いいたします。
- 郵送の到達確認はしておりませんので、郵送される際には、できる限り書留などの配達記録が残る形で提出していただきますよう、お願いいたします。
- 接続の同意を証する書類の提出については、当初の申請と同時に提出いただきますようお願いいたします。どうしても申請時に当該書類が整わない場合は、平成30年2月16日（金）までに提出してください。平成30年2月16日（金）までに当該接続の同意を証する書類が提出されない場合は、今年度中に当該案件の審査を完了することは困難になる可能性がありますのでご承知置きください。

接続の同意を証する書類は新規申請のページをご参照ください。

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_nintei.html

- 電力会社における接続契約締結に要する期間については、再生可能エネルギー発電設備の発電出力や連系希望地点付近の系統状況などにより、大きく異なります。低圧（50kW 未満）の場合には、高圧及び特別高圧に比べ短期間で接続契約締結が可能な傾向にありますが、連系希望地点付近の系統状況によっては、検討に時間を要する場合がありますため、早期の手続きをお勧めします。また、高圧及び特別高圧については、接続検討および契約申込みに対する回答に要する期間（標準処理期間8～9か月）が必要なため、契約締結までの期間が長期間に及ぶ場合があります。以上のとおり、接続契約締結までどの程度の時間を要するかについては、場所や条件により大きく期間が異なります。詳しくは各電力会社のホームページ等でご確認ください。

重要

- 変更認定が必要な案件に関し、電力会社との特定契約を締結するには、原則として特定契約（買取契約）を締結する前に、変更認定が完了していることが必要です。太陽光 10kW 未満の未運開案件で運転開始期限が設定されている場合は、今年度中に変更認定が完了したとしても、特定契約の締結および電力会社における系統連系にかかる工事に期間を要することから、運転開始期限までに運転開始に至らない可能性がありますので、期日にかかわらず早期の変更認定申請をお願いします。
- 法律や条例に基づく環境影響評価の対象となる設備についての再生可能エネルギー発電事業計画認定におきましては、申請時の添付書類として環境影響評価方法書に関する手続を開始したことを証する書類の提出を求めているところですが、申請時点で方法書に関する手続を開始したことを証する書類の添付ができない場合でも申請を受け付けることとし、経済産業局での審査と並行しながら、方法書に関する手続を開始したことを証する書類の追加提出を可能とします。認定申請に当たっては、申請書に添付する「関係法令手続状況報告書」のうち環境アセスメントの「該当の有無」欄を「相談中」にチェックし、「確認・相談先（部署名）」欄に「現在、方法書についての手続開始の準備をしている状況であり、平成 30 年〇月までに方法書に関する手続を開始したことを証する書類を提出できる見込みです。」と記入してください。本取扱いを希望する場合は、認定申請を行う前に申請先の経済産業局の認定担当部署へ必ずご確認ください。方法書に関する手続を開始したことを証する書類の追加提出については、平成 30 年 2 月 16 日（金）までに各経済産業局に到達するように提出してください。上記期限までに方法書に関する手続を開始したことを証する書類の追加提出がされない場合は、3 月末までの認定が困難になる可能性があります。
- 申請等について、不備が大変多くなっております。記載要領をあらかじめご確認の上、ご提出いただきますようお願いいたします。なお、50kW 未満太陽光については以下のウェブサイトによくある不備について掲載されておりますので併せてご確認くださいようお願いいたします。

JP-AC 代行申請センター <http://jp-ac-info.jp/>

■本件に関するお問合せ窓口

<全発電区分について>

0570-057-333（受付時間：平日 9:00 から 18:00）[PHS/IP 電話からは、042-524-4261]

<50kW 未満太陽光について>

0570-03-8210（受付時間：平日の 9:20 から 17:20）

電話が繋がらない場合は、時間をおいてからおかけ直してください。

また、申請手続に関する情報については、下記ホームページをあらかじめよくご確認くださいませようお願いいたします。

なっとく！再生可能エネルギー <https://www.fit-portal.go.jp/>

上記番号が繋がりにくい場合のお問い合わせ先

資源エネルギー庁新エネルギー課に連絡するが可能です。
コールセンターではありませんが、太陽光制度を掌握している役所の窓口です。

以上

☎03-3501-4031 (4551~4556) FAX03-3501-1365

JPEA代行申請センター FAQ

大項目	小項目①	小項目②	質問	回答	更新日	No.
新規申請	添付書類	接続の同意を証する書類	電力会社の接続の同意を証する書類とは、具体的に何ですか？	エネ庁のなつく！再生可能エネルギーのホームページに一覧表が掲載されています。 http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/legal/fit_low.pdf ※この書類の添付がなくてもシステム上申請は可能ですが、<u>審査を進めるにあたり必須書類となりますので、後日提出をお願いする不備メールが送信されます。</u>ご了承ください。		1-1
新規申請	添付書類	構造図・配線図	構造図と配線図について。申請IDの記入は必須ですか？	申請IDの記入は必要ありません。 (2017年4月よりフォーマットが変更されました。新しいフォーマットでは、設置者氏名のみ記入となっています)		1-2
新規申請	添付書類	同意書	自己所有の建物で申請をします。システム上では「建造物所有者の同意書」が必須となっていますが、自己所有なのに同意書が必要なのですか？	自己所有であることを確認するため、建物の登記簿謄本（新築で未登記の場合は、建築確認済証）を添付してください。 （「不動産登記簿謄本」の項目に添付する書類と同じものをアップロードしていただければ結構です）		1-3
新規申請	添付書類	同意書	他人所有の建物で申請をします。建物の登記簿謄本に加えて、建物の名義人の同意書が必要ですが、名義人が既に亡くなっている場合はどうすればよいですか？	同意書の代わりに、以下の書類が必要です。 ①遺産分割協議書 または、法定相続人全員の同意書 ②法定相続人全員の印鑑証明書 ※太陽光パネルは、建物付属設備として認められているものではないため、分与におきましては建物と別に明示していただくことが必要です。遺産分割協議書に太陽光パネルの記載が無い場合は、法定相続人全員の同意書を作成してください。		1-4
新規申請	添付書類	登記簿謄本	既築の建物ですが、建物の登記をしていません。登記をしないと申請できませんか？	未登記であれば、その建物が建っている土地の登記簿謄本を提出してください。 システムの入力は「建物」を選択してください。 その際、下記の内容を記入した書面と一緒に添付してください。（「その他」項目にアップロードしてください） 「既設の建物ですが、建物の登記を行っておりません。日付、名前（設置者）、住所、印」	11/10	1-5
新規申請	添付書類	登記簿謄本	建物ですが、カーポート・倉庫・小屋等で、建物の登記をしていません。登記しないと申請できませんか？	その建物が建っている土地の登記簿謄本を提出してください。 システムの入力は「建物」としてください。建物の種類は「その他」を選択し、その下の欄にカーポート等、詳細を記載してください。 その際、下記の内容を記入した書面と一緒に添付してください。（「その他」項目にアップロードしてください） 「既設の建物ですが、建物の登記を行っておりません。日付、名前（設置者）、住所、印」	11/10	1-6
新規申請	添付書類	設備の所在地（建物）	設備の所在地を住居表示で申請すると、登記簿上の住所（地番）と相違してしまいます。問題はありますか？ 登記の住所（地番）と住居表示が同一である証明は必要ですか？ ※住居表示が確定している場合	住居表示と登記の住所が相違していても問題ありません。住居表示のほうで申請してください。（地番で申請してしまうと、電力会社から住居表示に変更するよう要請され、後で事後変更をしていただく必要が生じる可能性があります）。 ※今後の審査で、住居表示と登記上の住所が同一である証明書を求める可能性もあります。		1-7
新規申請	添付書類	フォーマット・様式	建造物の使用に関する同意書、権利者の証明書、委任状などのフォーマットがどこにあるのかわかりません。	エネ庁のなつく！再生可能エネルギーのホームページからダウンロードしていただけます。 http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_nintei.html ※ページの真ん中あたりまでスクロールしてください。「提出書類について」以下にリンクがございます。		1-8

大項目	小項目①	小項目②	質問	回答	更新日	No.
新規申請	手続き方法	システム	廃止日は必ず入力しなければならないのですか？ 具体的な廃止日はまだ決まっていますか？	目安として入力していただいておりますので、実際の廃止日でなくても結構です。10年後、20年後などの未来日の日付を入力ください。		1-18
新規申請	手続き方法	システム	カーポートや小屋、倉庫など、登記をしない建物に設置をする場合。「設備の形態」のプルダウン「建物の種類」は何を選択すればよいですか？	建物の種類は「その他」のプルダウンを選択の上、下の空欄にカーポートや小屋など、詳細を入力してください。 ※分割については別途確認が入る可能性があります。	11/17	1-18-1
新規申請	手続き方法	その他	複数需要場所について。	申請する複数の建物の所有者名が同一でない場合には、複数需要場所として認められません。		1-19
新規申請	手続き方法	その他	誤った内容で申請してしまいました。どうすればよいですか？	申請状態が「設置者承諾済」になっている申請につきましては、JP-ACにて申請状態を「申請不備」とすることで、編集可能な状態へさせていただきます。お電話かFAXでご連絡いただき、 <u>該当の申請IDと設置者IDをお伝えください。</u> 申請状態が「設置者承諾待ち」となっている申請は、登録者様ご自身で編集可能です。下記のマニュアルをご確認ください。 https://www.fit-portal.go.jp/servlet/servlet.FileDownload?file=015280000056hqeAAA		1-20
新規申請	手続き方法	接続の同意を証する書類	実際は「全量」で設置するのに、電力会社から「余剰」と記載された接続の同意を証する書類が届きました。申請の際にはどちらに合わせるべきですか？	接続の同意を証する書類に「余剰」と記載されている場合には、申請時には書類に合わせて「余剰」を選択してください。 申請内容と書類の記載が相違している場合は不備となります。	10/31	1-21
変更・事後	添付書類	全般	変更認定、事前・事後変更で必要な添付書類を教えてください。	エネ庁のなつく！再生可能エネルギーのホームページに＜変更内容ごとの変更手続きの整理表＞が掲載されています。 http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/henkou_seirihyou.pdf		2-1
前変・更事後	添付書類	その他	＜変更内容ごとの変更手続きの整理表＞に、「構造図（設備配置図）」と記載がありますが、これは何ですか？	パネルの配置図です。 公図をベースに、パネルのレイアウト、パワコンの設置場所、配線の状況を簡単に記載してください。		2-2
変更・事前・事後	添付書類	名義変更	名義変更（事業譲渡）です。＜変更内容ごとの変更手続きの整理表＞には「譲渡証明書」とありますが、規定のフォーマットはありますか？	規定のフォーマットはありません。 ①日付、②設備ID、③設備の所在地、④譲渡人の名前と⑤住所、⑥譲受人の名前と⑦住所を盛り込み、譲渡人の実印を押印の上、作成をお願いします。 ※新規申請で仕様する「権利者の証明書」は、そのままではお使いいただけません。文言等の記載内容を上記のように編集していただく必要があります。		2-3
前変・更事後	手続き方法	事前	「地方税法第72条の4の該当性」を誤って入力してしまいました。訂正方法を教えてください。	単独で訂正する場合は、「事前変更」になります。この項目に係る提出書類はありません。（登録者≠設置者、設置者メールアドレス無しの場合は、別途、委任状と印鑑証明が必要です）		2-4
前変・更事後	手続き方法	名義変更	太陽光発電の名義変更をしたいのですが、手続き方法を教えてください。	JPEA代行申請センターのホームページに手続き方法をまとめたページがございます。下記のページをご覧ください。 TOPページ ⇒ 名義変更のお手続きについて		2-5
変更・事後・事	手続き方法	蓄電池	押上りの蓄電池を設置します。手続き方法は？（F設備以外）	変更認定申請で手続きをしてください。 10kw未満の場合は、発電設備区分を「太陽光発電設備に自家発電設備等を併設するもの」プルダウンを選択。 構造図と配線図は、「標準構造図と同じ」「標準配線図と同じ」プルダウンを選択。構造図・配線図の提出の必要はありません。		2-6